

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 |
|----------------------|-----------------------------------|---|---|
| 26年－14 (26. 8. 8) | 総 務 関連陳情 農林水産 26年－15 | <p>公務員獣医師の処遇改善（諸手当及び給料表関係）について</p> <p>▶陳情理由 都道府県等の公務員獣医師は、家畜伝染病の予防・まん延防止、適切な獣医療の提供、動物医薬品の適正使用による畜産物の安全確保や、バイオテクノロジーを活用した家畜の改良増殖等の畜産・家畜衛生行政、そして一般市民生活に直接関わると畜・食鳥検査、食品衛生、狂犬病予防、動物愛護等の公衆衛生行政、さらには自然環境、廃棄物対策等の環境行政の幅広い分野において、高い専門性を駆使して職務を遂行し、地方行政の推進に奮闘している。</p> <p>一方、現在、これらの業務に従事する地方公務員獣医師のほとんどは医師・歯科医師と同様6年間の教育課程を修めた免許取得者であるが、その給与は医師と比較し低い水準の給料表が適用され、高度な自己判断に基づき業務を遂行しなければならない専門職としてふさわしい処遇とは言えない状況である。そして、このことが、全国的に公務員獣医師が採用困難職種となっている最大の要因と言わざるを得ない。</p> <p>▶陳情事項 公務員獣医師が、より一層責任と誇りを持って職務に専念できるよう、次の措置を陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公務員獣医師の処遇を改善し、人材確保を推進するため、初任給調整手当の増額及び支給期間の延長を行うこと。 2 家畜衛生及び公衆衛生の最前線において職務を遂行する家畜保健衛生所、食肉衛生検査所及び保健所に勤務する獣医師に対して、十分な獣医師手当を支給すること。 3 医療職給料表（一）の公務員獣医師への適用又はこれに準じる獣医師専門給料表の策定を検討すること。 | <p>公益社団法人鳥取県獣医師会 会長 前田茂樹 (鳥取市吉成 731 - 1)</p> <p style="text-align: right;">外 1 団体</p> |